

1 概要

介護サービスの利用料等を負担することが困難で、一定の資産・収入基準等に該当する方は利用者負担が軽減されます。①訪問介護などの在宅サービス、②認知症高齢者グループホーム、③特別養護老人ホーム等のユニット型個室の居住費が負担軽減の対象となります。

2 助成までの流れ（定率助成の場合）

助成制度を利用するためには、区役所で申請手続きを行い、助成対象者として認定を受けると、助成証が交付されます。（申請時には、預貯金等の収入・資産の額を証する書類をご用意いただく必要があります。）

詳しくは、お住まいの区の区役所保険年金課にお問い合わせください。

証交付後、被保険者から事業所あてに、助成証の提示を行うと、

「助成証記載の現物給付開始年月」の月以降に、「助成対象となる介護保険サービスの利用者負担分から助成証記載の助成率を反映した助成額を差し引いた額」が、請求されます（一部例外あり）。

3 各助成対象サービス等

① 在宅サービス助成 ＜対象サービス＞

訪問介護	(介護予防)短期入所生活介護	定期巡回・随時対応型訪問介護看護
(介護予防)訪問入浴介護	(介護予防)短期入所療養介護	看護小規模多機能型居宅介護
(介護予防)訪問看護	特定施設入居者生活介護※1 ※3	総合事業による訪問型サービス※2
(介護予防)訪問リハビリテーション	(介護予防)認知症対応型共同生活介護※1	総合事業による通所型サービス※2
通所介護 ※3	夜間対応型訪問介護	※1 短期利用(ショートステイ)のみ
(介護予防)通所リハビリテーション	(介護予防)認知症対応型通所介護	※2 指定事業者によるものに限る。
(介護予防)福祉用具貸与	(介護予防)小規模多機能型居宅介護	※3 地域密着型を含む

＜助成対象要件及び助成内容＞

助成段階	第1段階	第2段階	第3段階
助成対象要件	収入基準等 生活保護受給者を除く 介護保険料第1段階の方	市民税非課税世帯で、年間収入見込額の合計が150万円以下の方 (複数人世帯の場合は、上記要件に加え、当該被保険者を除く世帯員1人につき50万円を加えた額以下となる方)	第2段階以外の方
		合計所得金額と公的年金等収入額（非課税年金を除く）の合計が80万円以下の方	
資産基準	金融資産（現金、預貯金、有価証券）が350万円以下（複数人世帯の場合は、当該被保険者を除く世帯員1人につき100万円を加えた額以下）であり、あわせて、居住用の土地（200㎡以下）及び家屋以外の不動産を所有していないこと		
助成内容	利用者負担を3%に軽減 また、なお残る自己負担額が4,500円を超える場合にその超えた額を助成	利用者負担を5%に軽減 また、なお残る自己負担額が、7,500円を超える場合にその超えた額を助成	利用者負担を5%に軽減 また、なお残る自己負担額が12,300円を超える場合にその超えた額を助成

② グループホーム助成 ＜対象サービス＞

(介護予防)認知症対応型共同生活介護 [短期利用は対象外]

＜助成対象要件及び助成内容＞

助成段階	第1段階	第2段階	第3段階
助成対象要件	収入基準等	生活保護受給者を除く介護保険料第1段階の方	市民税非課税世帯で、年間収入見込額の合計が150万円以下の方 (複数人世帯の場合は、上記要件に加え、当該被保険者を除く世帯員1人につき50万円を加えた額以下となる方)
	資産基準	金融資産(現金、預貯金、有価証券)が350万円以下(複数人世帯の場合は、当該被保険者を除く世帯員1人につき100万円を加えた額以下)であり、あわせて、居住用の土地(200㎡以下)及び家屋以外の不動産を所有していないこと	合計所得金額と公的年金等収入額(非課税年金を除く)の合計が80万円以下の方
	その他の要件	・3か月以上横浜市に居住していること ・税法上の被扶養者でないこと	
助成内容	利用者負担を5%に軽減 また、なお残る自己負担額が、7,500円を超える場合にその超えた額を助成		利用者負担を5%に軽減 また、なお残る自己負担額が12,300円を超える場合にその超えた額を助成
	家賃・食費・光熱水費について、月額55,000円を上限として助成		家賃・食費・光熱水費について、月額30,000円を上限として助成

③ 施設居住費助成 ＜対象サービス＞

施設サービス：介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院

地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	(介護予防)短期入所生活介護	(介護予防)短期入所療養介護
--------------------------	----------------	----------------

＜助成対象要件及び助成内容＞

助成段階	第1段階	第2段階
助成対象要件	収入基準等	生活保護受給者を除く介護保険料第1段階で、年間収入見込額の合計が50万円以下の方
	資産基準	金融資産(現金、預貯金、有価証券)が350万円以下(複数人世帯の場合は、当該被保険者を除く世帯員1人につき100万円を加えた額以下)であり、あわせて、居住用の土地(200㎡以下)及び家屋以外の不動産を所有していないこと
	その他の要件	・介護保険負担限度額認定(第1・第2段階)を受けていること ・税法上の被扶養者でないこと
助成内容	ユニット型個室の居住費を 月額5,000円程度助成 (日額：165円)	